

暴力団情勢

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の施行を契機とした暴力団排除気運の高まりと取締りの一層の強化により、暴力団は、社会から孤立しつつある。しかしながら、民事介入暴力、金融・不良債権関連事犯を多数引き起こすなど、その資金獲得活動は、社会経済情勢の変化に対応して一層多様化・巧妙化しつつある。

また、暴力団は、けん銃を使用した凶悪な犯罪や薬物犯罪を多数引き起こすなど、市民社会にとって大きな脅威となっており、対立抗争事件も、依然として多数発生している。

このような情勢の下、警察は、

- ・ 暴力団犯罪の取締りの徹底
- ・ 暴力団対策法の効果的な運用
- ・ 暴力団排除活動の推進

を三本の柱とした暴力団総合対策を推進している。

(1) 暴力団構成員数等の推移

暴力団構成員及び準構成員（注）の総数は、最近5年間でやや増加しているが、構成員数は減少し、準構成員数は増加しており、それぞれの構成比率が接近してきている。

平成13年の五代目山口組（以下「山口組」という。）、稲川会及び住吉会の3団体の構成員は約3万400人で、12年に比べ、約400人（1.3%）増加した。

（注） 暴力団準構成員とは、構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者、又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者をいう。

●表5-1● 暴力団構成員数及び準構成員数の推移（平成9～13年）

| 年次 区分 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数（人） | 80,100 | 81,300 | 83,100 | 83,600 | 84,400 |
| 構成員数 | 44,700 | 43,500 | 43,900 | 43,400 | 43,100 |
| 準構成員数 | 35,400 | 37,800 | 39,200 | 40,200 | 41,300 |

注：総数、構成員数及び準構成員数は概数である。

(2) 暴力団組織の解散・壊滅の状況

平成13年中の山口組、稲川会及び住吉会の3団体の傘下組織の解散・壊滅数は122組織（構成員数893人）であり、解散・壊滅した暴力団組織全体の69.7%（全構成員数の60.6%）を占めている。

●表5-2● 暴力団組織の解散・壊滅状況の推移（平成9～13年）

| 年次 区分 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 組織数 | 220 | 192 | 208 | 177 | 175 |
| 構成員数 | 1,386 | 1,387 | 1,376 | 1,139 | 1,474 |

(3) 全般的検挙状況

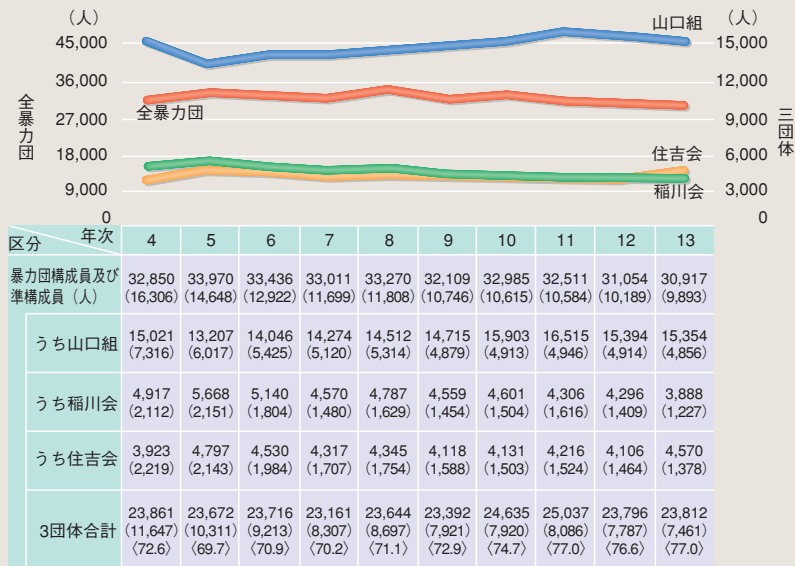
平成13年中の暴力団構成員及び準構成員のうち、山口組の構成員及び準構成員の検挙人員がほぼ半数を占めている(図5-1)。

暴力団構成員及び準構成員の検挙人員を罪種別にみると、

- ・ 覚せい剤取締法違反
7,298人(構成比23.6%)
- ・ 傷害
4,838人(15.6%)
- ・ 恐喝
3,070人(9.9%)
- ・ 窃盗
2,757人(8.9%)

の順となっている。

●図5-1●暴力団構成員及び準構成員の検挙人員の推移(平成4~13年)



注：1 () 内は、暴力団構成員のみの検挙人員を示す。
2 () 内は、暴力団構成員及び準構成員の検挙人員全体に占める3団体構成員及び準構成員の検挙人員の構成比を示す。

●表5-3●主要検挙事例(平成13年)

| 態 様 | 事案の概要 |
|-----------------|--|
| 組織的犯罪処罰法(注1)の適用 | 山口組傘下組織幹部(54)は、競馬に関してノミ行為を行い、申込金と払戻金を精算した金額として、平成13年1月から6月までの間、申込客から合計約790万円を借名口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。6月、競馬法違反で検挙し、7月、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙した(奈良)。 |
| 対立抗争事件 | 3月16日、神奈川県内において、二率会傘下組織事務所、組長宅等の計7か所が襲撃され、稲川会傘下組織事務所2か所にけん銃が撃ち込まれるなど、稲川会对二率会の対立抗争に関連するとみられる暴力行為事件が13件発生した。6月末までに銃刀法違反等で7名を検挙、けん銃10丁を押収した(神奈川)。 |
| 銃器発砲事件 | 山口組傘下組織幹部(23)らは、遺産相続をめぐる、産婦人科院長の妻から同院長の殺害を依頼され、1月、岐阜県内において、同院長を射殺した。5月末までに6名を殺人及び銃刀法違反で検挙し、分解、投棄されていたけん銃部品を押収した(岐阜)。 |
| けん銃の密造 | 山口組傘下組織関係者(58)らは、通商産業大臣の許可を受けず、かつ法定の除外事由がないのに、12年9月ころから11月下旬までの間、愛知県豊橋市内の工場内において、ペンシル型けん銃89丁を製造し、さらに、そのころ、自宅において銃砲弾336発を製造した。13年5月末までに6名を銃刀法違反及び武器等製造法違反で検挙し、ペンシル型けん銃、トカレフ型けん銃等119丁を押収した(愛知)。 |
| 企業対象暴力 | 建設会社を営む社会運動標ぼうゴロ(39)、山口組傘下組織幹部らは、大阪市内の建設会社が受注した国道バイパス工事をめぐり、11年3月から5月にかけて、同社員らに「あいさつがない」などと告げて脅迫し、下請選定業務を妨害するとともに、自社との請負契約(契約金額約1,600万円)を締結させた。13年3月、恐喝及び威力業務妨害で検挙した(和歌山)。 |
| 金融・不良債権関連事犯 | 住吉会会長(57)、総会屋らは、経営に関与する産業廃棄物処理会社の倒産が必至となり、同社の土地建物が強制執行を受けるおそれが生じたことから、11年5月、同社主義の土地建物に内容虚偽の根拠当権を仮登記するなどして、強制執行を免れる目的で同社に偽装の債務を負担させた。13年5月、強制執行妨害等で検挙した(警視庁)。 |
| 伝統的資金獲得犯罪(注2) | 山口組傘下組織幹部(69)らは、12年9月、兵庫県三田市内の自宅においていわゆる野球賭博を開帳し、その賭客から寺銭名下に金銭を徴収するなどして利益を図った。13年12月までに、賭博開帳回利等で大阪、東京、島根等7都府県の31名を検挙した(大阪)。 |
| 企業活動を利用した資金獲得犯罪 | 山口組傘下組織関係企業代表取締役(55)らは、旧住宅金融専門会社から4億5,000万円を借り入れた際に担保として提供した同社不動産について、その債権を譲り受けた整理回収機構の職員に対し、7,300万円を不動産会社に売却できることを秘し、5,200万円で売却し、経費を除いた5,000万円を返済することで抵当権等を抹消することを求め、9年9月、抹消登記手続をさせた。13年5月、詐欺で検挙した(兵庫)。 |

注：1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
2 覚せい剤の密売、賭博、みかじめ料の徴収等の伝統的な資金獲得活動

暴力団犯罪の取締り

(1) 暴力団に対する組織的犯罪処罰法の適用状況

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）は平成12年2月に施行された。警察では組織的犯罪処罰法の運用を通して、暴力団員等の長期にわたる社会からの隔離及び暴力団の資金のはく奪を図っているところである（表5-4）。

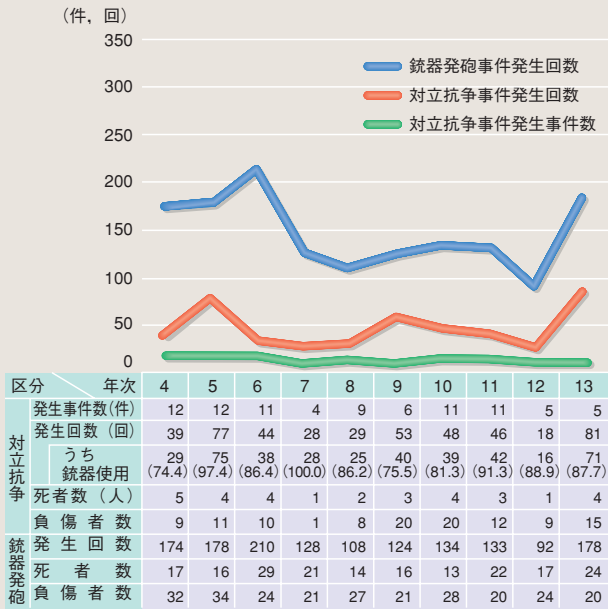
●表5-4● 暴力団構成員及び準構成員に対する組織的犯罪処罰法の適用状況（平成13年）

| | |
|------------------------|----|
| 刑の加重規定（第3条2項） | 9件 |
| 犯人隠避（第7条） | 1件 |
| 犯罪収益等隠匿（第10条1項） | 5件 |
| 犯罪収益等收受（第11条） | 2件 |
| 起訴前の没収保全命令（警察の請求によるもの） | 1件 |

(2) 対立抗争事件及び銃器発砲事件の発生状況

平成13年は、上半期に首都圏を中心に対立抗争が相次ぎ、対立抗争の発生回数及び銃器発砲の発生回数がともに、前年に比べ増加している（図5-2）。

●図5-2● 対立抗争事件、銃器発砲事件の発生状況の推移（平成4～13年）



注：1 () 内は、対立抗争事件の発生回数全体に占める銃器使用の構成比を示す。
2 対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から最終までを「発生事件数」1事件とし、対立抗争当事者間の攻撃回数の合計を「発生回数」としている。

(3) けん銃の押収状況

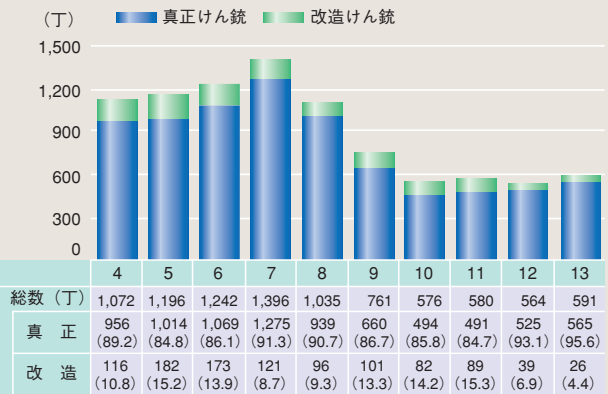
けん銃の押収丁数は、平成10年以降横ばいであるが、13年は、ペンシル型けん銃及びマカロフ型けん銃の押収が増加した（図5-3）。

● 暴力団のけん銃隠匿手段の巧妙化 ●

- 警察による取締りの徹底
- 銃刀法の改正によるけん銃の不法所持等の重罰化

- けん銃保管の小口分散化
- 情を知らない第三者利用 等

●図5-3● 暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数の推移（平成4～13年）



注：() 内は、押収丁数の占める構成比を示す。

(4) 総会屋等による企業対象暴力

平成13年中の総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙件数、検挙人員のうち、総会屋の検挙件数、検挙人員は5件、6人であり、一部企業と総会屋との関係は依然として続いている状況にある(表5-5)。

警察による対応策

- 企業からの暴力団、総会屋等に関する相談への対応
- 企業対象暴力を常習とする社会運動等標ぼうゴロ等の取締りの推進

●表5-5 総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの罪種別検挙状況(平成12, 13年)

| 罪種 | 区分 年次 | 検挙件数(件) | | | 検挙人員(人) | | |
|----------|----------|---------|-----|----|---------|-----|-----|
| | | 12 | 13 | 増減 | 12 | 13 | 増減 |
| 総数 | | 414 | 502 | 88 | 616 | 848 | 232 |
| 恐喝 | | 132 | 151 | 19 | 217 | 260 | 43 |
| 暴行 | | 8 | 9 | 1 | 8 | 11 | 3 |
| 傷害 | | 46 | 62 | 16 | 57 | 106 | 49 |
| 強要・脅迫 | | 14 | 23 | 9 | 20 | 33 | 13 |
| 威力業務妨害 | | 10 | 13 | 3 | 13 | 56 | 43 |
| 詐欺 | | 18 | 28 | 10 | 22 | 63 | 41 |
| 横領 | | 2 | 4 | 2 | 2 | 5 | 3 |
| 公務執行妨害 | | 3 | 8 | 5 | 5 | 11 | 6 |
| 暴力行為 | | 28 | 31 | 3 | 42 | 51 | 9 |
| その他の刑法犯 | | 88 | 81 | △7 | 142 | 133 | △9 |
| 商法違反 | | 1 | 2 | 1 | 2 | 6 | 4 |
| その他の特別法犯 | | 64 | 90 | 26 | 86 | 113 | 27 |

(5) 金融・不良債権関連事犯

暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙状況をみると、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものが、74件(73.3%)を占め、債権回収を妨害することにより利益を得ることを常習としている者たちの存在もうかがわれる。

また、公的融資制度を悪用した詐欺事件、出資法違反事件等の事犯の検挙件数も増加する傾向にあり、融資過程においても暴力団等の資金獲得活動が依然として続いていることがうかがえる(表5-6)。

そのため、警察では従来から、預金保険機構、整理回収機構、裁判所、金融機関、信用保証協会等の関係機関との連携により、このような金融・不良債権関連事犯の検挙及び債権回収過程等からの暴力団等の排除を推進している。

また、債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆるサービサー法)の規定に基づき必要な援助を行うなど、債権回収会社との連携を進めている。

●表5-6 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移(平成9~13年)

| 区分 | 年次 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|--------|----|----|----|-----|-----|-----|
| 総計 | | 79 | 85 | 102 | 117 | 101 |
| 融資過程 | | 2 | 11 | 18 | 19 | 27 |
| 債権回収過程 | | 77 | 74 | 84 | 98 | 74 |

注：1 融資過程とは、融資過程における金融・不良債権関連事犯を指す。
2 債権回収過程とは、債権回収過程における金融・不良債権関連事犯を指す。

(6) 資金獲得犯罪の検挙状況

① 伝統的資金獲得犯罪

古くからある暴力団の資金獲得犯罪として、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反(ノミ行為等)が挙げられる(表5-7)。平成13年中のこれらの罪種に係る暴力団構成員及び準構成員の検挙人員は、暴力団構成員及び準構成員の全検挙人員の39.1%を占めている。そのうち、構成員の検挙人員は3,572人と、全検挙人員の36.1%を占めている。

●表5-7 伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員及び準構成員の検挙人員の推移(平成9~13年)

| 区分 | 年次 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|-------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 伝統的資金獲得犯罪に係る全検挙人員 | | 14,405 | 13,695 | 13,653 | 12,910 | 12,100 |
| 覚せい剤 | | 7,804 | 7,193 | 7,933 | 7,720 | 7,298 |
| 恐喝 | | 2,638 | 3,044 | 2,889 | 3,290 | 3,070 |
| 賭博 | | 1,728 | 1,881 | 1,575 | 1,164 | 1,238 |
| ノミ行為等 | | 2,235 | 1,577 | 1,256 | 736 | 494 |

注：ノミ行為等は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

② 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、自らが経営に関与する企業等を通じ、又は企業と結託して、いわゆる表の経済社会へ進出し、一般の経済取引を装うなどして様々な犯罪を引き起こし、資金を獲得している。

13年中にも、暴力団関係企業による各種業法違反事件等の検挙がみられた。

暴力団対策法の施行状況

(1) 暴力団の指定状況

平成13年末現在、24団体が指定暴力団として指定されており、13年中には、山口組、稲川会、住吉会ほか11団体が4度目の指定を受けた。

また、三代目山野会については、団体が壊滅したため、熊本県公安委員会が13年11月8日に指定を取り消した（表5-8）。

●表5-8●指定暴力団の指定の状況

平成14年3月31日現在

| 番号 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表する者 | 勢力範囲 | 暴力団員数 | 指定年月日 | 効力発生年月 | 代紋 |
|----|-----------|---------------------------------|-------|-----------|-----------|-------------|-------------|----|
| 1 | 五代目山口組 | 兵庫県神戸市灘区 篠原本町4-3-1 | 渡邊 芳則 | 1都1道2府41県 | 約1万7,900人 | 平成13年 6月15日 | 平成13年 6月23日 | |
| 2 | 稲川会 | 東京都港区 六本木7-8-4 | 稲川 角二 | 1都1道21県 | 約5,100人 | 平成13年 6月15日 | 平成13年 6月23日 | |
| 3 | 住吉会 | 東京都港区 赤坂6-4-21 | 西口 茂男 | 1都1道1府17県 | 約6,300人 | 平成13年 6月15日 | 平成13年 6月23日 | |
| 4 | 四代目工藤会 | 福岡県北九州市 小倉北区神岳1-1-12 | 野村 悟 | 3県 | 約530人 | 平成13年 6月19日 | 平成13年 6月26日 | |
| 5 | 三代目旭琉会 | 沖縄県那覇市 首里石嶺町4-301-6 | 翁長 良宏 | 県内 | 約270人 | 平成13年 6月19日 | 平成13年 6月26日 | |
| 6 | 沖縄旭琉会 | 沖縄県那覇市 辻2-6-19 | 富永 清 | 県内 | 約410人 | 平成13年 6月19日 | 平成13年 6月26日 | |
| 7 | 五代目会津小鉄会 | 京都府京都市下京区東高瀬川 筋上ノ口上る岩滝町176-1 | 圖越 利次 | 1道1府1県 | 約930人 | 平成13年 7月23日 | 平成13年 7月27日 | |
| 8 | 四代目共政会 | 広島県広島市南区 仁保新町2-6-5 | 沖本 勲 | 県内 | 約280人 | 平成13年 7月23日 | 平成13年 7月27日 | |
| 9 | 六代目合田一家 | 山口県下関市 竹崎町3-14-12 | 温井 完治 | 3県 | 約160人 | 平成13年 7月23日 | 平成13年 7月27日 | |
| 10 | 四代目小桜一家 | 鹿児島県鹿児島市 甲突町9-1 | 平岡 善榮 | 県内 | 約120人 | 平成13年 7月23日 | 平成13年 7月27日 | |
| 11 | 三代目浅野組 | 岡山県笠岡市 笠岡615-11 | 串田 芳明 | 2県 | 約130人 | 平成13年12月 7日 | 平成13年12月14日 | |
| 12 | 道仁会 | 福岡県久留米市 通東町6-9 | 松尾誠次郎 | 4県 | 約740人 | 平成13年12月 7日 | 平成13年12月14日 | |
| 13 | 親和会 | 香川県高松市 塩上町2-14-4 | 細谷 國彦 | 県内 | 約70人 | 平成13年12月 7日 | 平成13年12月16日 | |
| 14 | 双愛会 | 千葉県市原市 辰巳台西5-9-9 | 申 明雨 | 2県 | 約400人 | 平成13年12月21日 | 平成13年12月24日 | |
| 15 | 三代目俠道会 | 広島県尾道市 新高山3-1170-221 | 渡邊 望 | 6県 | 約190人 | 平成14年 3月 1日 | 平成14年 3月 4日 | |
| 16 | 太州会 | 福岡県田川市 大字弓削田1314-1 | 日高 博 | 県内 | 約140人 | 平成14年 3月 1日 | 平成14年 3月 4日 | |
| 17 | 七代目酒梅組 | 大阪府大阪市中央区 東心斎橋2-6-23 | 金 在鶴 | 2府2県 | 約280人 | 平成11年 5月21日 | 平成11年 5月26日 | |
| 18 | 極東桜井總家連合会 | 静岡県沼津市 原字東沖1767-1 | 芹澤 保行 | 6県 | 約360人 | 平成11年 7月 1日 | 平成11年 7月 8日 | |
| 19 | 極東会 | 東京都豊島区 西池袋1-29-5 | 曹 圭化 | 1都1道13県 | 約1,700人 | 平成11年 7月14日 | 平成11年 7月21日 | |
| 20 | 東組 | 大阪府大阪市西成区 山王1-11-8 | 岸田 清 | 府内 | 約170人 | 平成11年 7月30日 | 平成11年 8月 4日 | |
| 21 | 松葉会 | 東京都台東区 西浅草2-9-8 | 李 春星 | 1都1道8県 | 約1,500人 | 平成12年 2月 3日 | 平成12年 2月10日 | |
| 22 | 國粹会 | 東京都台東区 千束4-3-1 | 工藤 和義 | 1都7県 | 約520人 | 平成12年 5月 2日 | 平成12年 5月13日 | |
| 23 | 中野会 | 大阪府大阪市 天王寺区生玉町12-4 | 中野 太郎 | 1道2府5県 | 約170人 | 平成11年 7月 1日 | 平成11年 7月 1日 | |
| 24 | 二代目福博会 | 福岡県福岡市博多区 千代5-18-15 | 和田万亀男 | 4県 | 約340人 | 平成12年 2月10日 | 平成12年 2月10日 | |

注： 1 本表に計上した数値は、最新の指定の基準日における勢力範囲、暴力団員数を示している。
 2 石川一家（平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定）は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
 3 二代目大日本平和会（平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定）は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
 4 三代目山野会（平成10年12月21日熊本県公安委員会）は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。

(2) 中止命令及び再発防止命令の発出状況

平成13年中の中止命令を形態別にみると、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが全体の61.8%を占めており、団体別にみると、山口組、稲川会及び住吉会に対するものが全体の74.7%を占めている（表5-9）。なお、暴力団対策法施行以降、発出された中止命令、再発防止命令の総件数は、13年末現在、それぞれ1万5,020件、474件に上っている。

●表5-9●暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令件数（平成9～13年）

| 区分 | | 年次 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|-----------|---------------|-------------------------|--------------|-------------|------------|------------|------------|
| 総数 | | | 1,737 (60) | 1,900 (43) | 2,275 (25) | 2,185 (95) | 2,238 (96) |
| 形態別 | 9条 | 不当贈与要求行為 | 347 | 483 (3) | 540 (1) | 514 (2) | 625 (5) |
| | | みかじめ料要求行為 | 150 (9) | 147 (3) | 144 | 203 (7) | 180 (8) |
| | | 用心棒料等要求行為 | 290 (40) | 244 (24) | 340 (18) | 315 (62) | 286 (38) |
| | | 高利債権取立等行為 | 10 | 16 | 23 | 15 (1) | 19 (1) |
| | | 不当債権取立行為 | 2 | 12 | 12 | 19 | 24 |
| | | 不当債務免除要求行為 | 193 | 243 (1) | 175 | 177 | 148 (4) |
| | | 不当貸付等要求行為 | 18 | 27 | 24 | 27 | 34 (6) |
| | | 競売等妨害行為 | 1 | | 2 | | 1 |
| | | 不当示談介介入行為 | 1 | 1 | 10 | 1 | 4 |
| | 10条 | 因縁をつけての金品等要求行為 | 76 | 39 | 52 | 42 | 31 |
| | | その他 | 37 (1) | 23 | 35 (1) | 39 (3) | 30 |
| | | 暴力的要求行為の要求行為等 | (2) | | (1) | | (1) |
| | 12条の2 | 暴力的要求行為の現場に立会い助ける行為 | 148 | 178 | 372 | 347 | 311 |
| | | 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 | (2) | (3) | | | |
| | 12条の3 | 準暴力的要求行為の要求行為等 | | (1) | (1) | | |
| | 12条の5 | 準暴力的要求行為 | | 1 | 1 (1) | | 3 (1) |
| | 16条 | 少年に対する加入強要・脱退妨害 | 35 (1) | 45 (3) (5) | 50 (1) | 47 (3) | 80 (6) |
| | | 威迫による加入強要・脱退妨害 | 366 (5) | 377 (5) | 424 (2) | 387 (15) | 399 (26) |
| | | 密接関係者の親族等に対する加入強要・脱退妨害 | 61 | 64 | 68 | 48 (2) | 48 |
| 加入の強要の命令等 | | | | | | | |
| 20条 | 指詰め等の強要等 | 1 | | 1 | 2 | 11 | |
| 24条 | 少年に対する入れ墨の強要等 | | | | 2 | | |
| 29条 | 事務所における禁止行為等 | 1 | | 2 | | 4 | |
| 団体別 | 五代目山口組 | 740 (19) | 846 (16) (5) | 965 (13) | 996 (43) | 994 (43) | |
| | 稲川会 | 278 (9) | 347 (10) | 364 (5) (1) | 339 (16) | 358 (21) | |
| | 住吉会 | 291 (10) | 243 (10) | 298 | 272 (16) | 320 (12) | |
| | 四代目工藤會 | 13 (1) | 9 | 6 | 14 | 9 (1) | |
| | 六代目合田一家 | 4 | 3 | 3 | 14 (3) | 12 (2) | |
| | 五代目会津小鉄会 | 26 | 33 (1) | 38 | 27 (3) | 40 (3) | |
| | 四代目共政会 | 4 | 11 | 8 | 7 | 14 (1) | |
| | 四代目小桜一家 | 3 | 3 | 1 | 8 | 2 | |
| | 道仁会 | 18 | 25 | 33 | 39 (1) | 47 (3) | |
| | 三代目旭琉会 | 7 | 1 | 9 | 10 | 6 | |
| | 沖繩旭琉会 | 6 | 6 | 7 (1) | 14 | 8 (1) | |
| | 三代目浅野組 | 7 | 1 | 3 | 9 | 1 | |
| | 親和会 | 3 | 4 | 6 | 1 | 5 | |
| | 双愛会 | 19 (4) | 29 (2) | 20 (2) | 12 | 18 | |
| | (三代目山野会) | 5 | 12 | 1 | 5 | 3 | |
| | 三代目俠道会 | 5 | 4 | 7 | 5 (1) | 6 | |
| | 太州会 | 11 (2) | | 5 | 1 | 7 | |
| | 七代目酒梅組 | 13 (1) | 14 | 4 | 9 | 4 | |
| | 極東桜井總家連合会 | 3 (2) | 18 (1) | 33 | 5 | 6 (1) | |
| | 極東会 | 55 | 66 | 58 (1) | 51 (2) | 62 (2) | |
| | 東組 | 10 | 9 | 19 | 15 (2) | 21 | |
| | 松葉会 | 76 (7) | 62 (2) | 60 | 43 (6) | 52 (2) | |
| | 國粹会 | 22 (5) | 29 (1) | 54 (2) | 39 (2) | 48 (2) | |
| | 中野会 | — | — | 3 | 1 | 3 | |
| 二代目福博会 | | | | 5 | 4 | | |

■ は平成9年改正による追加条項。

注：1 数字は、中止命令の件数であり、()内は再発防止命令、< >内は少年脱退措置命令のそれぞれの外数である。

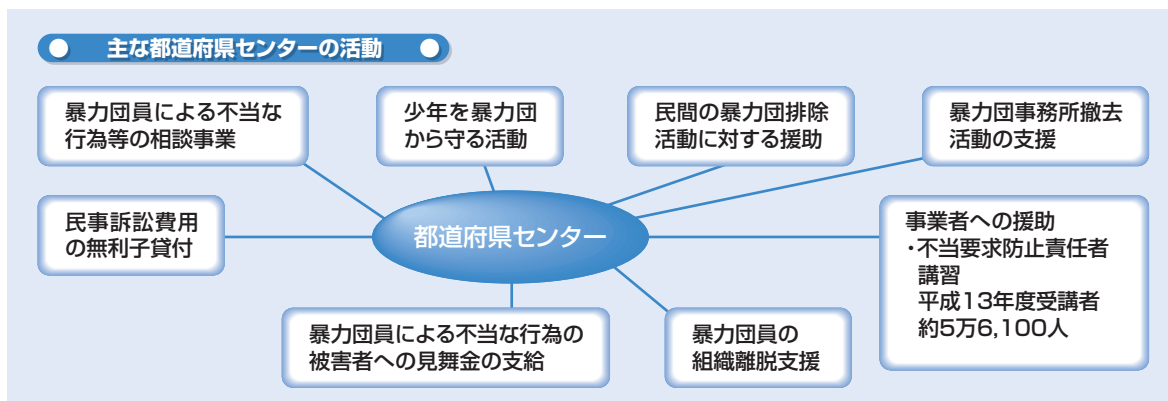
2 三代目山野会は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。

3 団体名は、平成13年12月31日現在のものである。

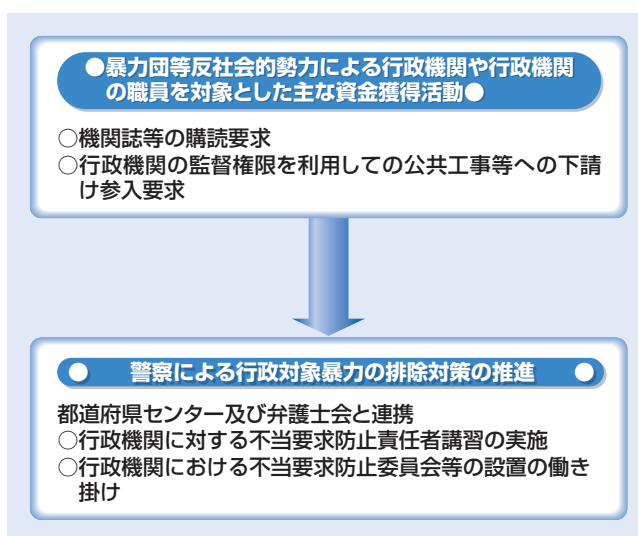
民事介入暴力対策及び暴力団排除活動の現状

(1) 都道府県暴力追放運動推進センターの活動状況

都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）は、警察、弁護士会その他の関係機関・団体との連携の下に民事介入暴力対策及び暴力団排除活動を活発に展開している。



(2) 行政対象暴力の排除対策



自治体職員に対する不当要求防止責任者講習

(3) 各種業からの暴力団排除

① 産業廃棄物処理業等からの暴力団排除

暴力団排除条項を新たに盛り込んだ廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（平成12年10月1日施行）により、産業廃棄物処理業等からの暴力団排除を積極的に推進している。

【事例】 千葉県警察は、千葉県からの産業廃棄物収集運搬等の新規許可申請に伴う意見聴取に基づき調査したところ、同社役員が山口組傘下組織幹部（46）であることが明らかとなったことから、平成13年5月、千葉県に対して法第14条第3項第2号ニに該当する旨を意見陳述し、県はこの申請に対して、不許可処分とした（千葉）。

②公共事業等からの暴力団排除

警察では、国や地方公共団体と連携して、暴力団の資金源を遮断するため、国や地方公共団体等の発注する公共事業の請負業者から暴力団及び暴力団利用業者を排除するなど、公共事業における暴力団排除活動を積極的に推進している。

また、建設業及び不動産業については、都道府県警察と知事部局との申合せに基づき、許可申請時等における審査や、個別事案に基づく排除要請により許可を取り消すなどして、暴力団を排除するための連携を徹底している。

【事例】 大阪府警察は、建設会社代表取締役らを公共工事に絡む威力業務妨害事件で検挙し、取り調べた結果、同社は、山口組傘下組織組長（33）が実質経営する大阪府及び阪南市の入札参加資格業者であることが判明した。このため、大阪府警察では、同府及び同市に対して、同社に対する指名除外を働き掛けたところ、同府及び同市では、平成13年10月から1年を経過し、かつ改善が認められるまで指名除外とする処分を行った（大阪）。

（4）暴力団を相手とする民事訴訟支援の動向

全国各地で、暴力団事務所の明渡しや使用差止めの請求訴訟、暴力団員の違法行為による被害に係る損害賠償請求訴訟等、暴力団を相手方とした民事訴訟が提起されており、警察は日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ積極的に訴訟支援を行っている。なかでも、暴力団犯罪の被害者が、当該犯罪等の実行行為者のみならず、その所属する暴力団の組長等の使用者責任（民法715条）や共同不法行為責任（民法719条）を追及する損害賠償請求訴訟については、被害回復に寄与することはもとより、暴力団組織に大きな打撃を与えている。

警察は、危害防止の観点から関係者に対する保護対策を徹底するとともに、暴力団情報の積極的な提供を図っている。また、都道府県センターにおいては、訴訟費用の無利子貸付等の支援を積極的に行っている。

【事例1】 國粹会傘下組織組長（45）を塾頭とする政治結社が、計59回にわたり、茨城県内の町長に対して辞職を求める街宣を行った上、同町長の実父宅の外壁に乗用車を衝突させるなどした事件に関する同町長等による損害賠償請求訴訟について、警察及び茨城県暴力追放運動推進センターは、関東弁護士会連合会民暴委員会17名で結成する弁護団と連携して訴訟支援を行い、その結果、平成13年4月、被告組長等に対し約600万円の支払い及び謝罪広告の掲載を命じる判決を勝ち取り、地元新聞に謝罪広告が掲載された（茨城、埼玉）。

【事例2】 稲川会傘下組織組員（44）が、縄張内でささいなことから憤慨し、巡業中の演歌歌手を殺害した事件において、遺族による同組長等に対する使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟について、警察、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター及び弁護士会民暴センターは、遺族への被害者対策、訴訟費用の無利子貸付等の訴訟支援を行い、その結果、平成13年12月、事件発生当時拘置中であった被告組長の使用者責任を認めるとともに、被告組長等に対して約7,100万円を支払うことを命じる判決を勝ち取った（埼玉）。